

【香港駐在員事務所／台湾】

台湾所得税法改正について

台湾財政部(財政省)が2017年9月に発表した所得税法改正法案が、2018年1月18日に台湾立法院で可決され、2018年1月1日より遡及適用されました。税制改正の内容は以下の通りです。

項目	概要	適用時期
法人所得税率の見直し	・ 法人所得税率は17%から20%に引き上げ	2018年度
	・ 年間の課税所得額が50万台湾ドル未満の法人については、3年かけて引き上げ(2018年度は18%、2019年度は19%、2020年以降は20%の税率を適用)	2018年度
	・ 未処分利益追加所得税率は10%から5%に引き下げ	2018年度
配当に係る源泉所得税率の見直し	・ 配当に係る源泉所得税率は20%から21%に引き上げ *日本への配当については、日台租税協定により10%で変更なし	2018年1月1日
	・ 未処分利益課税の税額控除(50%控除可能)は廃止	2019年1月1日
個人所得税率の見直し	・ 最高税率帯45%を撤廃し、40%に引き下げ	2018年1月1日
	・ 標準控除額は9万台湾ドルから12万台湾ドルに引き上げ	2018年1月1日
	・ 給与所得特別控除額および心身障害特別控除額は12.8万台湾ドルから20万台湾ドルに引き上げ	2018年1月1日
	・ 幼児児童就学前特別控除額は2.5万台湾ドルから12万台湾ドルに引き上げ	2018年1月1日

【日系企業への主な影響】

上記の税制改正により、日系企業が受ける主な影響は以下の通りです。

- ① 法人所得税率の引き上げ(20→21%)と、未処分利益課税の引き下げ(10→5%)を合算すると、利益計上後に配当を行わず利益を留保する場合の、合計負担税率は25.3→24.0%に減少。
- ② 配当を行うに際しては、未処分利益課税の税額控除が廃止(従前50%控除可能→廃止)。ただし2019年1月1日以降の配当から廃止となるため、2017年以前の未処分利益が残存する企業に関しては、2018年中の配当有無および配当額を慎重に検討する必要がある。

台湾財政部は本税制改正について、国際的な税率水準を考慮しつつ、税負担の公平性、税制の簡素化、経済効率、税収に配慮したものと説明しています。個人所得税率の控除拡大等で200億元弱の税収減となる見通しですが、消費の押し上げ、投資意欲の向上により税収を増やす機会が増えるため、税収減は一時的なものとの見方も示しています。

【出所:台湾財政部】

 照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
 (大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載